

## 中小企業強靱化研究会の設置について

平成30年11月21日  
中 小 企 業 庁

## 1. 本研究会の目的

我が国では、多くの自然災害が発生しており、本年も西日本豪雨、台風19～21号、北海道胆振東部地震など大規模な自然災害が頻発し、中小企業・小規模事業者にも多大な被害を及ぼした。中小企業庁は、被災中小企業に対し、低利融資や補助金等を活用し、きめ細かな支援を実施してきたところ。

一方、中小企業が受けた被害は様々であり、政策資源の制約から、すべての中小企業を事後的に救済することには限界がある。

事前の防災・減災対策については、これまでBCP策定指針を公表する等により、中小企業の災害への備えを促進してきたものの、こうした取組は一部の中小企業に止まっている。

自然災害等に対し強靱な中小企業経営を確保し、中小企業の事業継続のために必要な官民の取組について検討するため、外部有識者からなる研究会を設置する。

## 2. 検討項目

中小企業の災害対策の強化のため、以下の項目等について検討した上で、対策パッケージとして取りまとめる。

- (1) 意識啓発
- (2) 事前対策
- (3) 保険等のリスクファイナンス
- (4) 事前対策へのインセンティブ
- (5) 中小企業を取り巻く関係者の支援